

現今の政治問題

(箕面市忠魂碑訴訟にあたって)



講師 大原康男氏

(日本文化研究所講師)

ここ数年政治に関する訴訟が各地でおきている。私どもは昭和五十二年の津地鎮祭に関する最高裁判決に従い事務行政面でも又一般人の考え、ジャーナリズム等に於てもこれで決着がつくものと思っていた。各地の訴訟で最も早く裁判が進行している例は山口県現職自衛官の合祀の訴訟、高裁レベルであのような判決がでたが、マスコミのいうように必ずしもこちらの敗けではなく、護国神社に合祀した事を取り消せという原告の最大限の要求は却下されている。

箕面の忠魂碑訴訟・長崎県忠魂碑が憲法違反という訴訟、又岩手県の護国神社の公式参拝の県議会決議が憲法違反など何かと言えば憲法違反ばかりだが、栃木県・愛媛県の玉串料公費支出も憲法違反という訴訟もある。

政教分離問題に関する訴訟がおこる背景には、社会的又政治的理

由等を考えねばならないが最高裁で津地鎮祭訴訟のあの判決が出されたにもかかわらず種々の訴訟が各地で行われている。司法の行きすぎか司法があまり関与すべきではないと考える。

自衛隊が違憲か合憲かの問題について大体最高裁はこのような高度の政治的問題は司法の判断にまかせない、また近年における三権分立の原則からしても国民の多数意志が反映する国会でもって決着すべきであるということ判断している。

他にも常識以外の政教問題に関する事件が起きている。片山津では、小学校のプール開きに校長又教頭がお清めの塩をまいたことに政教分離違反と大騒ぎをする町民がいた。仙台市立幼稚園では、恒例のクリスマス行事もキリスト信仰の為と一部父兄のクレームで中止となり七五三祝も同様となって

しまった。これらは偏教なクリスマスチャンではなく特定新興宗教信者の申し入れで行われたのである。又、東京のプロテスタント牧師が日曜日に関係参観は、我々の宗教的な権利を侵害するものだという。一年を通じて毎週日曜に父兄参観をするなら牧師の怒るのも無理ないが、一年に一回やったことさえも宗教上の侵害という事で平然と訴える風潮が今の状態であるし、今後もいたる所でこの問題がおこる可能性がある。

行政府が最高裁判決に自信をもって措置すればよいが実際住民からの監査請求はその形で措置しているのだがマスコミの一方的見方の影響もあり、市民の少数グループによるクレームが県行政の支障となりやすい為に市の幼稚園のクリスマスや七五三祝もやめてしまったのである。

津の地鎮祭訴訟に対する最高裁の判決はすべて良い訳ではないが、戦後あれだけ混乱をきわめた神道指令以降の政教問題をはっきりとした意味において画期的判決と思う。

裁判の判決文章は無味乾燥なものだが、政教問題については津の

地鎮祭判決が出て以降やはり政治と宗教に関わる考え方の基盤となるので是非頭に入れておくべきである。

箕面市忠魂碑訴訟には三つの訴訟が含まれている。第一に碑を移転する費用を出した事、第二に碑の前で行う慰霊祭に市の職員が手伝ったり教育長が公の立場で参列する事、第三は遺族会に対し福祉行政の一環として援助した事がそれぞれ政教分離違反であるという。第一と第二に対しては違反であるという判決が出たが、第三についての判決が残っていた。これらを担当した裁判長についてはかねてより大阪司法界では異色裁判官として有名であった。忠魂碑が宗教施設で遺族会が宗教団体という途方もない事実認定をし、挙句は昨年日本人は宗教的に無節操であり宗教分離には大変ルーズである。だから厳格に解釈するというのが、ある。その裁判長がまた今回の判決を下すのだから予想はついていた訳である。今回、市側の立証する為の裁判上のテクニクにおいて十分な準備をしていなかった事や手落ち又努力が欠けていた部分が多分にあったのである。市側も

徹底的に分析したらそういう認識がでたのである。(民事の場合、刑事と違い職権で証拠調査や証人を呼ぶことはなく、両当事者の証人・鑑定人又書類上の証拠を勘案して判決する)

裁判の判決批判は、当事者の主張するどの部分を採用して判決を出しているかを見ないと真の訴訟の勝敗がわからない。今回の判決についてどの新聞を見ても、靖国神社の公式参拝に歯止めがかかった」と見だしが出たが、これは東大の憲法学者(小林氏)が主文を聞いただけでコメントした為で、

今回の判決は一読しただけではよく理解できないのである。忠魂碑は宗教施設である、遺族会は宗教団体でありその施設の移転費用を出すのは憲法違反だと言う主旨は、我々から見るとんでもない判決だが大変明解である。日本人が宗教的に無節操というのも明解である。しかし、今回同じ裁判長でありながら非常に曖昧な訳のわからない判決を出している。要するに二つの判断があり、市職員が慰霊祭の便宜を計らった事は違憲ではないとし、市側の勝訴、教育長が公式参列したのはよくないが違憲

だと言う言方をしない。原告も市も憲法二十三条三項(国及びその機関が宗教活動をしてはならない)で争っているのに一歩手前の二十条二項(公務員が宗教儀式に強制されてはならない)まででとまっているのである。

マスコミは二十三条三項の判断を裁判長がしていないのに、歯止めがかかった」と書いたが、専門家の間でも非常にわかりにくい判決である。

外務省にたずねたが、外交官が赴任したその国の国家によるナショナルホリデイに招かれた時、私は私人の立場できているので失礼すると言ったら人々からなんと礼儀知らずという事になるのである。元バチカン大使をされた方の話したが、まずその国の宗教儀式に参加するのが友好の第一歩であり、もし公務員が宗教的行事に参加した時の給料を返せとなると私は三年間勤めたバチカン大使時の全給料を返さなければならぬと憤慨している。前ローマ法王パウロ六世の急死に際し行われた追悼ミサに総理大臣や外務大臣代理の次官クラスの人が公務中にカトリック儀式に出席したがこの判決によれば

ば全て私的活動とみなされ給料を国へ返さねばならなくなる。誰がそんな事を問題にするだろうか。

これら訴訟の原告・弁護士・裁判官・裁判を支持する学者等に共通するのは、一方は偏狭だが熱烈な信仰をもつ人、片や無信論者、又裁判の判決を支持する人に自由主義者(リベラリスト)が多いが、リベラリストは逆にいえば左翼とは相反するのだが、これらがなぜこの点で共通するのか考えてみねばならない。

第一にキリスト教は世界宗教であり普遍であるので国家民族を越えて全人類に共通するという発想がある。共産主義も世界に革命を起こし地上に天国を造る、これも普遍主義。リベラリストは合理的な考えで、理性を通して物事を考えると民族・国家が、対立する文化的摩擦がなくなれば世界には共通の理解が生まれると考える。これも普遍主義。

第二は、キリスト教は高等宗教であり、それに対して多神教や民族宗教は原始的なものという考え方、そこには素朴な進歩史観がある。マルクス主義も原始共産制から封建制、資本主義社会から最後

に共産主義社会となりそこで歴史が止まるのである。これも進歩史観である。リベラリストも無知蒙昧な遅れた人間の目を開き進歩を考える訳で理性に基き合理性を追求すると神など関係なしという進歩史観をもっているのである。

この政教分離に関して戦後の特殊日本の思想的文化土壌がある。実際慰霊祭一つをとってみても神式より仏式が多い訳で、何故仏教徒がこの問題に反応を示さないのか。

戦争中神道が国民を精神的に操たと戦後長く言われている。神道側の先生にもそれに同調している人がいるが、忠魂碑を学問的・歴史的に調査すると昭和十年代における仏教側の活動は神道よりも活発であった。マスコミもそのような仏教側には黙認し、神道に敵しく、反面キリスト教には非常に甘いのである。神道指令そのままの風潮が今のマスコミにあるので今後私共は一人一人が関心をもって政教問題と取組んでいかなければならない。

(青年会臨時總會時の講演内容を要約したものです)
(大石)

私の夢

府中市神明社宮司

内藤 茂

国学院大学文学部講師と小社の宮司を拝命した機会に、停年を八年も前にして中学校々長を退職した。もっとも私自身は五十五歳を

自主的停年と考えていたので、予定より三年早くなっただけである。

宮司といっても社務所もなく、氏子数約九十世帯という小社なので、二月のお稲荷様の初午と九月の神明様の例祭、年二回の大祓と年末の。おかまじめ。その他は年に二・三回の地鎮祭ぐらいのものである。長年おろそかにしてきた弓道の錬磨と、方言の研究、民謡古詞の収集、古典の勉強などをしたいと張り切っている。

いくらか暇ができたので、自身も勉強も兼ねて、二・四週に限って古典を講ずることにした。勤務していた世田谷と府中から声がかかって、四・五十代から七十代の女性の方々と「おくのほそ道」「方丈記」「平家物語」「徒然草」「古事記」などを勉強してい

る。戦時中に勤労働員や繰り上げ卒業によって十分に勉強できなかったので、子育てを終わってもう一度古典を勉強してみたいという方々がほとんどである。それだけに実に熱心である。国学院の学风に加えて、神職の立場から古代の民俗的行事(神事が多い。)を通じての、異色な話が受けているようである。

古典を通じて当時の人々がどんな生活をし、どんな考え方をしていたか、それが私たちの生活とどんなにかかりをもっているか、こんなことに注意しながら、身近な例話をひいてわかりやすく話を進めている。

「おくのほそ道」を読了した機会に、深川にある芭蕉庵跡と江東区立芭蕉記念館を見学した。ついでに深川の社寺を案内して歩いた。深川神明宮・富岡八幡宮・深川不動尊などであるが、これがまた好評で月一回ぐらい実施してほしいという。毎月は無理なので隔月ぐらいならできようと「東京を歩く会」を新たに作ってしまった。しかし、これまた意図するものを含んでいるのである。退職後は「おくのほそ道」などの実施踏査や、

東京の社寺を見て歩きたいと考えていたので、この際これを実行しようと思ったのである。

社寺の見学だけを表面に押し出したのでは一般の人にとっては興味あるものとはいえない。そこで、文学的な遺跡と社寺の代表的な行事や特色を合わせてコースを設定してみた。最近の二例を紹介する。

第七回(58・3・1・2)

後楽園から梅祭りの湯島天神へ
 小石川後楽園―琢木旧居跡
 (喜の床)―桜木神社(見返り稲荷)―徳田秋声旧宅―琢木ゆかりの蓋平館跡―東大と安田講堂・三四郎池―麟祥院―湯島天神

第八回(58・4・28・29)

つつじ咲く根津権現から小石川植物園へ―森鷗外住居跡―夏目漱石旧居跡(猫の家跡)―根津神社(つつじ祭)―高島秋帆・斎藤緑雨の墓―八百屋お七の墓―小石川植物園―石川琢木終えんの地

古典の勉強に際しては当時の人々と神事とのつながりを述べているが、この歩く会では「手水の使い方」「神拝の仕方」なども折にふれて加味している。

この案内のために事前に二・三回にわたって実施調査をし、いろいろな資料を集めているが、案外神社の縁起書がなかったり、あっても簡単すぎたり、また逆にむずかしすぎたり、無味乾燥であったりすることに気がついた。理屈からすれば自社の縁起なのだから、当然自社のことだけでよいはずである。しかし、その神社を中心としてその周辺にある史跡や文学遺跡を紹介することによって、もっと多くの方々が神社に足を延ばすことになるのではあるまいか。その点、深川と浅草の七福神めぐりの資料はよくできているのに感心した。

実は、退職後は神明への御奉仕の傍、教化活動・青少年の健全育成・生涯教育への関連を含めて、これらの活動について次のような夢を持っているのである。

一つは、神社の近隣の青少年を対象に、柔・剣・弓の三道会館を設立し、武道を通じて今の学校教育の中ではなかなか徹底し得ない忍耐力・決断力・道徳心・宗教心(神道的情操)などを養成したいということである。

一つは、成人の氏子を対象とし教化活動の一環として古典を講じたというものである。

手弁当でもよいから、こんな活動ができないものかと夢みているのである。八丈島の神社復興に当って、萬一後継者が得られないときには、八丈島でこの夢を実現したいと考えていた。幸か不幸か（とはいっても、幸であろう。）

望んでいた島の出身者を後継者として育成することができたので、近々すべてをおまかせすることにした。今の小社では三道会館については財政、土地等の余裕が全くないのでどうすることもできない。将来は自分の自宅の土地・建物を売却した費用でできないものかなどと考えている。できることから手をつけていきたい、こんな思いが、古典の講演会であり、東京を歩く会などに発展してきているわけである。

学生時代から神社こそがこうした教化活動や生涯教育の中心であるべきだと考えてきたが、現実にはまだまだほど遠い実情を残念に思っている。何回か宿泊させていだいた京都のある神社が、収入を得るためもあったであろうが、

朝は早起き会の人、昼は書道・算盤の塾、夜は唐手などの練習にと神社の境内・建物が一日中地域の人々に開放されているのを見て、かくありたいものだと思いつけてきた。何であれ神社に足を延ばさせること、神社の施設をできるだけ活用することが大事なことだと考えている

筆者紹介

国学院大学文学部六十二期卒
卒業と同時に、国語課教師として、府中・渋谷・世田谷の中学校を歴任、八丈島末吉中学校時代、八丈島神社復興に尽力、特命宮司として後継者を育成するなど功あつて都神社庁の特別表彰を受けている。練馬区立北町中学校長を最後に昭和五十五年に退職。

